

青森県報

号外第三十号

平成十六年
三月三十一日
(水曜日)

目次

訓 令

青森県地方労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令
…………… (地方労働委員会) …… 一

告 示

青森県土地利用基本計画の変更…………… (整備企画課) …… 二

教育委員会

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令…………… (職員福利課) …… 三
青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 三
青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 三
青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令…………… (県立学校課) …… 四
非常勤職員給与支給規程の一部を改正する訓令…………… (職員福利課) …… 五
青森県教育委員会臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 五
公印の廃止…………… (同) …… 七

正 誤

平成十六年三月二十六日号外第二十二号規則中…………… (団体経営改善課) …… 八

訓

令

青森県訓令甲第二十九号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関
地方労働委員会事務局

青森県地方労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県地方労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

青森県地方労働委員会事務局処務規程(平成十五年三月青森県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「次の担当」を「審査調整課」に改め、第一号及び第二号を削る。

第三条の見出し中「総務担当」を「課」に改め、同条中「総務担当」を「審査調整課」に改め、第十一号を次のように改める。

十一 総会及び公益委員会議に関すること。

第三条に次の十号を加える。

十二 あっせん員候補者に関すること。

十三 不当労働行為に関すること。

十四 労働組合の資格審査に関すること。

十五 地方公営企業等に係る労働組合の非組合員の範囲についての認定及び告示に
関すること。

十六 公益事業に係る争議行為予告通知義務違反に対する処罰請求に関すること。

十七 労働協約の地域的の一般的拘束力の適用に関すること。

十八 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関すること。

十九 個別的労使紛争のあっせんに関すること。

二十 争議行為の発生届及び公益事業に係る争議行為予告通知の受理に関すること。

二十一 労働争議の実情調査に関する事。
第四条を次のように改める。

(職制)

第四条 事務局に次長を、課に課長を置く。

2 必要に応じ、事務局に局付を、課に総括副参事、副参事、総括主幹、主幹、総括主査、主査及びその他の職員を置く。

3 局長は、会長の命を受け、事務局の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

4 次長は、局長を補佐し、事務局の事務を整理する。

5 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

6 総括副参事は、上司の命を受け、特に命ぜられた重要な事項に係る企画、調査及び立案を行う。

7 副参事は、上司の命を受け、特に命ぜられた事項に係る企画、調査及び立案を行う。

8 総括主幹は、上司の命を受け、課の分掌事務に係る重要な企画、調査及び立案に当たる。

9 主幹は、上司の命を受け、課の分掌事務に係る企画、調査及び立案に当たる。

10 総括主査は、上司の命を受け、特に重要な事務を処理する。

11 主査は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。

12 その他の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

13 局付は、上司の命を受け、特に命ぜられた事項を処理する。

第六条第一項第二号及び第三号中「次長」の下に、「課長」を加え、同条第二項中「総括副参事」を「課長」に改め、同条を第五条とする。

第七条(見出しを含む。)中「総括副参事」を「課長」に改め、同条を第六条とする。

第八条中「総括副参事」を「課長」に改め、同条を第七条とし、第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

告

示

青森県告示第二百三十二号

青森県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、青森県土地利用基本計画に係る書類は、青森県国土整備部整備企画課及び関係市町村土地対策担当課に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 青森県土地利用基本計画書の変更
変更に係る事項

1 中、「自然公園法第18条第1項」を「自然公園法第14条第1項」に、「自然公園法第17条第1項」を「自然公園法第13条第1項」に、「自然公園法第42条第1項」を「自然公園法第36条第1項」に改める。

二 青森県土地利用基本計画図の変更

1 変更に係る事項

青森県土地利用基本計画図の都市地域、農業地域及び森林地域の区域を次のように改める。

(一) 都市地域

区域を拡大した市

八戸市

(二) 農業地域

区域を縮小した市

八戸市

(三) 森林地域

(1) 区域を拡大した市町村

むつ市、七戸町、川内町、大畑町、東通村、風間浦村、佐井村、脇野沢村

(2) 区域を縮小した町村

川内町、大畑町、大間町、東通村、風間浦村、脇野沢村

2 変更の内容

次の図面のとおり

教 育 委 員 会

(「次の図面」は、省略する。)

青森県教育委員会訓令甲第四号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会職員服務規程(昭和三十七年七月青森県教育委員会訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「に、所属の長の内申を添えて、教育長の許可を受けなければならない」を「を所属の長を経由して教育長に提出しなければならない」に改め、同条第二項中「第二十一条第一項」を「第十七条第一項」に、「に、所属の長の内申を添えて、教育長の承認を受けなければならない」を「を所属の長を経由して教育長に提出しなければならない」に改める。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第五号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

青森県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会教育長事務委任規程(昭和四十八年九月青森県教育委員会訓令甲第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「月額」を「額」に改め、同項第六号中「日本体育・学校健康センター」を「独立行政法人日本スポーツ振興センター」に改める。
附則第三項を削る。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第六号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会文書取扱規程(昭和三十六年十二月青森県教育委員会訓令甲第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条の四第二項中「本庁の」を削る。

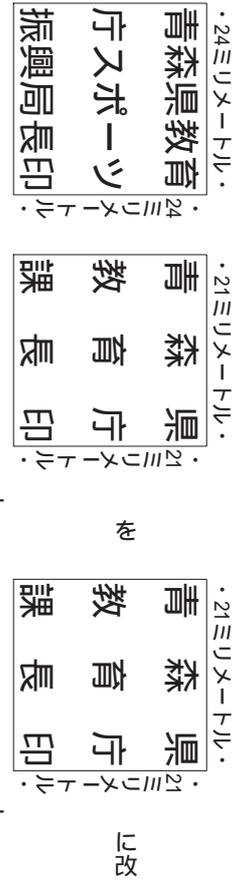
第七条第二項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第十六条第一項第三号及び第五号中「、スポーツ振興局長あてのものはスポーツ健康課長に」を削る。

第二十二条中「、スポーツ振興局長」を削る。

第二十八条第一項中「(スポーツの振興に関する重要な事項に係るものにあつては教育次長及びスポーツ振興局長)」を削る。

第五十九条第二項中「課長」の下に「又はグループリーダー」を加える。
別表第二の1の(1)のイ中



め、同表の2中



附則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第七号

庁内一般
出先機関
所轄教育機関

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県教育委員会教育長 花田隆則

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会専決代決規程（昭和三十七年四月青森県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削り、同条第三項中「県立学校課特別支援教育室長」の下に「県立学校課全国高等学校総合文化祭準備室長」を加え、同項を同条第二項とし、同条第

四項中「グループリーダー」を「本庁のグループリーダー」に改め、同項を同条第三項とする。

第七条第五項を削る。

第十一条第一項中「グループリーダー」を「本庁のグループリーダー」に、「教育長」を「課長」に、「課長」を「グループリーダー」に改め、同条第三項中「課長」を「グループリーダー」に改める。

別表第一生涯学習課の項課長専決事項の欄中第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同欄に第一号として次の一号を加える。

一 青森県立三沢航空科学館規則（平成十五年八月青森県規則第六十九号）の施行に関する次のこと。

イ 第二条第二項の規定による開館時間の変更に関すること。

ロ 第三条第二項の規定による休館日における開館の決定及び休館日の指定に関すること。

ハ 第五条の規定による使用の拒否及び使用の制限に関すること。

別表第二職員福利課の項第一号中「月額」を「額」に改める。

別表第三所長専決事項の欄第六号中「（外国旅行を除く。）」を削り、同表次長専決事項の欄第二号中「月額」を「額」に改める。

別表第三の二所長専決事項の欄第六号中「（外国旅行を除く。）」を削り、同表次長専決事項の欄第二号中「月額」を「額」に改める。

別表第四教育機関共通の項第六号中「（外国旅行を除く。）」を削る。

別表第五第二号中「月額」を「額」に改める。

別表第七第四号中「日本体育・学校健康センター法施行令（昭和六十年政令第三百三十一号）第二十一条」を「独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）第十七条」に改める。

附則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第八号

各県立学校

青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則
青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令

青森県立学校職員規程（昭和三十二年十一月青森県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号を次のように改める。

八 成年後見登記制度における登記されていないことの証明書

第二条第二項を削り、同条第三項の表以外の部分中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第十一条の二第一項中「第六条の六第一項」を「第六条の七第一項」に改め、同条第二項中「第六条の六第二項」を「第六条の七第二項」に改め、同条第三項中「第六条の七第三項」を「第六条の八第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前三項の規定は、人事委員会規則第六条の五及び第六条の九で準用する請求、通知及び届出について準用する。

第十五条第一項第二号中「第二十条第二項」を「第二十二条第二項」に改める。第十七条に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、復命について別に定める方式があるときは、その定めるところにより復命することができる。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第九号

庁 内 一 般
教 育 事 務 所
各 関 係 学 校

非常勤職員給与支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則
非常勤職員給与支給規程の一部を改正する訓令

非常勤職員給与支給規程（昭和三十六年八月青森県教育委員会訓令甲第七号）の一

部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「高等学校の衛生看護科」を「黒石高等学校の看護科」に、「六千二百八十円」を「六千四百四十円」に改め、同項第二号中「高等学校」を「北斗高等学校」に、「行なう」を「行う」に、「二千八百九十円」を「二千八百三十円」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「一週一時間の授業担当につき月額一萬五千五百六十円」を「勤務一時間につき二千八百三十円」に改め、同号を同項第三号とし、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、校長が特に命じた業務に従事する場合 勤務一時間につき二千八百三十円

第二条第二項を削る。

第三条を次のように改める。

（報酬の支給）

第三条 報酬の計算期間（以下「計算期間」という。）は、一の月の初日から末日までとし、その支給日は、計算期間の翌月の十日（その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）とする。ただし、計算期間の中途において退職し又は死亡した職員には、その際支給する。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第十号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則
青森県教育委員会臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会臨時的任用職員管理規程（昭和四十一年十二月青森県教育委員会

訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程

第一条中「昭和二十五年法律第二百六十一号」の下に「第十七条第一項の規定により期限付で任用する非常勤職員又は同法」を加え、「又は」を「若しくは」に、「臨時職員」を「非常勤職員等」に、「行なつ」を「行つ」に改める。

第二条の見出し中「臨時的任用」を「非常勤職員等の任用」に改め、同条第一号中「職員の任用に関する規則(昭和五十年四月人事委員会規則六十五)」を「人事委員会規則六一五(職員の任用に関する規則)」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

非常勤職員の任用は、職員の職に欠員を生じた場合で、当該職が一定期間継続した勤務を要し、かつ、常勤を要しないものであるときに行つものとする。

第三条の見出し中「臨時職員」を「非常勤職員等」に改め、同条中「臨時職員は」を「非常勤職員は、非常勤職員」に、「日々雇用職員及び非常勤職員」を「及び日々雇用職員」に改め、同条第四号を削り、同条第三号中「埋蔵文化財」を「地方公務員法第二十二條第二項の規定により、埋蔵文化財」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号中「育児休業を」を「育児休業法第六條第一項の規定により、育児休業を」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号中「任用期間」を「地方公務員法第二十二條第二項の規定により、任用期間」に改め、同条を同条第二号とし、同条の前に次の一号を加える。

一 非常勤職員 地方公務員法第十七條第一項の規定により、任用期間が一年以上で、かつ、勤務時間が一週間当たり三十時間を超えない範囲内で任用される者

第四条中「臨時職員の」を「非常勤職員等の」に改め、同条中第二号を削り、第一号を第二号とし、同条の前に次の一号を加える。

一 非常勤職員 非常勤事務員、非常勤技術員、非常勤技能員、非常勤労務員

第五条中「期限付臨時職員、育児休業代替臨時職員、日々雇用職員及び非常勤職員」を「非常勤職員等」に改める。

第六条の見出し中「臨時職員」を「非常勤職員等」に改め、同条第一項中「期限付臨時職員、育児休業代替臨時職員、日々雇用職員及び非常勤職員」を「非常勤職員等」に改め、同条第二項中「期限付臨時職員、育児休業代替臨時職員及び非常勤職員(期限付臨時職員又は非常勤職員で)」を「非常勤職員、期限付臨時職員」に改め、「除く。」の下に「及び育児休業代替臨時職員」を加え、「臨時職員任用伺」を「非常勤職員等任用伺」に改める。

勤職員等任用伺」に改める。

第七條第三項中「第一項」を「第三項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第二項を同條第四項とし、同條第一項中「育児休業代替臨時職員及び非常勤職員」を「及び育児休業代替臨時職員」に改め、「(第四號様式)」を削り、同項を同條第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

非常勤職員の任用期間は、任用期間更新通知書(第四號様式)により、一年の範囲内で更新することができる。ただし、他の適任者の確保が困難であると職員福利課長が認めた場合を除き、二回に限るものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、第九條第二項の規定により再任用をされた非常勤職員で、当該再任用前の任用期間と当該再任用に係る任用期間の合計が三年を超えることとなるものの任用期間は、更新することができない。ただし、他の適任者の確保が困難であると職員福利課長が認めた場合は、この限りでない。

第八條中「期限付臨時職員」を「非常勤職員、期限付臨時職員」に改める。

第九條第一項中「期限付臨時職員又は」を「非常勤職員であつた者を再び非常勤職員として、期限付臨時職員又は」に改め、同條第三項を同條第四項とし、同條第二項中「前項」を「第一項」に、「この場合において」を「ただし」に改め、同條第四項中「任期」を「任用期間」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、非常勤職員であつた者を再度非常勤職員として任用することができる。ただし、第二号に該当する場合の再任用は、一回に限るものとする。

一 他の適任者の確保が困難であると職員福利課長が認めた場合

二 その任用期間の合計(一年に満たない端数を生じたときは、これを一年とする。)が二年以内である者を再任用する場合

第十條中「臨時職員」を「非常勤職員等」に改める。

第十一條中第一項を削り、第二項を第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 期限付臨時職員、育児休業代替臨時職員及び日々雇用職員の勤務時間は、別に定めがあるものを除き、青森県教育委員会職員服務規程(昭和三十七年七月青森県教育委員会訓令甲第九号。以下「服務規程」という。)の適用を受ける職員(地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「正職員」という。)の例による。ただし、勤務の特殊性によりこれにより難い場合は、その都度別に定める。

第十二条第一項中「臨時職員」を「期限付臨時職員」に、「及び日々雇用職員を除く。」を「を除く。」及び育児休業代替臨時職員」に改める。

第十三条に見出しとして「(服務)」を付し、同条各号列記以外の部分中「臨時職員」を「非常勤職員等」に改め、同条中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 非常勤職員の服務については、服務規程第二条、第四条の二、第五条から第七

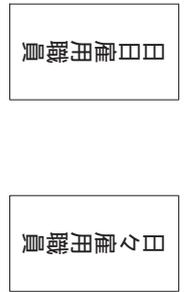
条まで、第八条から第十六条まで及び第十八条の規定を準用する。
第十四条第一項中「期限付臨時職員、育児休業代替臨時職員及び非常勤職員」を「非常勤職員、期限付臨時職員及び育児休業代替臨時職員」に、「臨時職員退職承認

同」を「退職承認同」に改める。
別表の年次休暇の項中「(非常勤職員にあつては、一日)」を削り、同表の特別休暇の項中「非常勤職員」を「勤務時間が正職員の例によらない職員」に改め、同表の備考一中「八時間」を「一日当たりの勤務時間」に改める。

「期限付 非常勤
第一号様式中
育児休業 期限付
日々雇用 育児休業
非常勤」 日々雇用」

| | | |
|---------|---------|-------|
| 期限付臨時職員 | 期限付臨時職員 | 非常勤職員 |
| 育児休業代替 | 期限付臨時職員 | 非常勤職員 |
| 非常勤職員 | 期限付臨時職員 | 非常勤職員 |

「月額」を「月額」に改める。



「月額」に改める。
第二号様式中「臨時職員」を「非常勤職員」に、「月額」を「月額」に改める。

第三号様式中「臨時職員」を削り、「月額」を「月額(月額)」に改める。
第四号様式中「臨時職員」を「非常勤職員」に改める。

第六号様式中「期限付臨時職員」を「非常勤職員」に改める。
「非常勤職員」を「非常勤職員」に改める。

附則
この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県教育委員会告示第二号

平成十六年三月三十一日次の表に掲げる公印を廃止したので、青森県教育委員会文書取扱規程(昭和三十六年十二月青森県教育委員会訓令第十二号)第九条の規定により告示する。

平成十六年三月三十一日

青森県教育委員会教育長 花田隆則

| | |
|-----------------|-------|
| 公印の名称 | 公印の印影 |
| 青森県教育庁スポーツ振興局長印 | |

正

誤

団体経営改善課

| | |
|------------------------|-------------|
| 平成十六年三月三十一日 号外第二二二号 | 発行年月日 番号 |
| 規則 第一九号 | 区分 番号 |
| 三 | ページ |
| 下 | 段 |
| 後ろから 八 | 行 |
| 並びに | 誤 |
| 及び | 正 |

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭